

議案第63号	三田市総合福祉保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
健康増進課	来年度から指定管理者にその管理する施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として收受させるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 三田市総合福祉保健センターは指定管理施設となっており、今年度末で指定管理協定が終了する。 平成23年度以降も継続して指定管理施設として三田市総合福祉保健センターの運営をおこなうことにしている。 しかし、運営方法は前回と同じ業務内容を踏襲するのではなく、利用料金制を新たに導入し、指定管理者においては、経営努力へのインセンティブ付与とし、市においては、会計事務の省力化を図ることで、コスト面の更なる向上を目指すために法整備をおこなうもの。</p> <p>【関係法令】 地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）</p> <p>【改正内容】 ① 利用料金制導入に伴う指定管理者の業務項目の拡充【第14条の2関係】 指定管理者の業務を従来の施設管理に加えて利用料金の収納業務がおこなえるようにした。</p> <p>② 利用料金の取扱いを規定【第14条の3関係・条文追加】</p> <p>【施行期日】 平成23年4月1日</p> <p>【特記事項】 総合福祉保健センターの指定管理者 平成18年度～平成22年度 三田市社会福祉協議会</p> <p>【その他】 当該条例の改正に伴い、同条例施行規則についても所要の改正措置を講じる予定。</p>	